



2007年競技規則の改正について

(財)日本サッカー協会
審判委員会



国際サッカー連盟（以下、FIFA）から回状1088号をもって2007年競技規則の改正について通達されました。下記のとおり、日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、改正等の効力の発生は国際的に7月1日からとなりますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、例年どおり7月1日以降のしかるべき日（遅くとも8月中）から施行することといたします。



第121回国際サッカー評議会（IFAB）年次総会が2007年3月3日にイングランドのマンチェスターで開催された。総会において決定された競技規則の改正と審判員への追加指示は、以下のとおりである。



競技規則の改正および評議会の決定

第1条 - 競技のフィールド

決定4

<現在の文章>

テクニカルエリア内あるいは、タッチラインおよびゴールラインの外側1メートル以内の地面には、いかなる広告も認めない。さらに、ゴールラインとゴールネットの間のエリアにも広告は許されない。

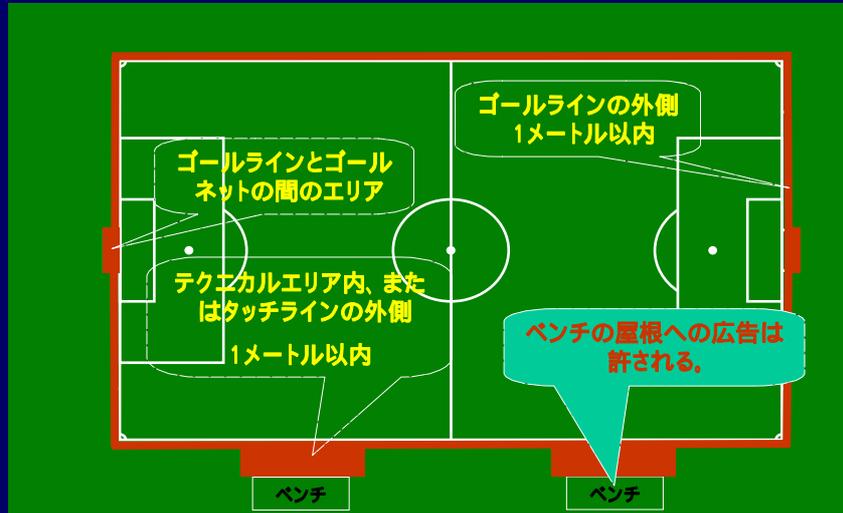


決定4

<新しい文章>

テクニカルエリア内、またはタッチラインの外側1m以内のグラウンドには、いかなる広告も認められない。

さらに、ゴールラインとゴールネットの間のエリアにも、広告は許されない。





日本協会の解説

広告を認めないことについて、原文（英語）は、“ Shall be no advertising ” から “ Should be no advertising ” という、**より強い表現になった。**

なお、“ ゴールラインの外側1m以内 ” の広告についての表現がなくなったが、1m以内の場所に広告が許されることになったのではなく、これまでどおり、**フィールドの境界線（ゴールライン、タッチライン）の外側1m以内での商業的広告は一切認められないことには変わりはない。**これについてはFIFAに確認済みであり、新しい“ 審判員のための追加指示およびガイドライン ” においても示されている。

第4条 - 競技者の用具

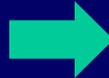


基本的な用具

<現在の文章>

ジャージまたはシャツ

ショーツ - サーマル
アンダーショーツを着用する
場合は、主な色がショーツの
主な色と同色とする



<新しい文章>

ジャージまたはシャツ
- アンダーシャツを着用する
場合、その袖の主たる色は
ジャージまたはシャツの袖
の主たる色と同じにする。

ショーツ - アンダー
ショーツを着用する場合、そ
の主たる色はショーツの主た
る色と同じにする。

日本協会の解説



これまでショーツとアンダーショーツ(サーマルアンダーショーツ)の主たる色は同色としていた。

これに加え、半袖等のジャージ(シャツ)の下に別のシャツを身につけ、そのシャツが外に露出するような場合、両方の袖の色を同色とすることにより、競技者の識別をより確実にを行うことができるようになる。

もしアンダーシャツを着るとしたら、
袖の主たる色は何色



第4条 - 競技者の用具



基本的な用具

決定 1

<現在の文章>

競技者は、スローガンや
広告のついているアンダー
シャツを見せてはならない。



決定 1

<新しい文章>

競技者は、スローガンや
広告のついているアンダー
シャツを見せてはならない。

**身につけなければならない
基本的な用具には、政治的、
宗教的または個人的なメッ
セージを表示してはなら
ない。**

第4条 - 競技者の用具



基本的な用具

決定 1

<現在の文章>

スローガンや広告を見せるためにジャージを脱いだ競技者は、大会の組織責任者によって罰せられる。

ジャージは、袖がなければならぬ。



決定 1

<新しい文章>

スローガンや広告を見せるためにジャージを脱いだ競技者は、競技会の主催者によって罰せられる。

身につけなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージを表示した競技者のチームは、競技会的主催者またはFIFAにより罰せられる。

ジャージは、袖があるものとする。



次のとき、競技者は警告される。

競技者が挑発的、嘲笑的あるいは扇動的な身振りをしていると主審が判断する。

競技者が得点の喜びで周囲のフェンスによじ登る。

競技者が得点の喜びで頭の上までジャージを脱ぐ、または頭にジャージを被る。

競技者が得点の喜びで頭や顔にマスクまたは同様のものを被る。

得点の喜びでフィールドを離れること自体は警告となる反則ではないが、競技者はできる限り早くフィールドに戻るものが原則である。



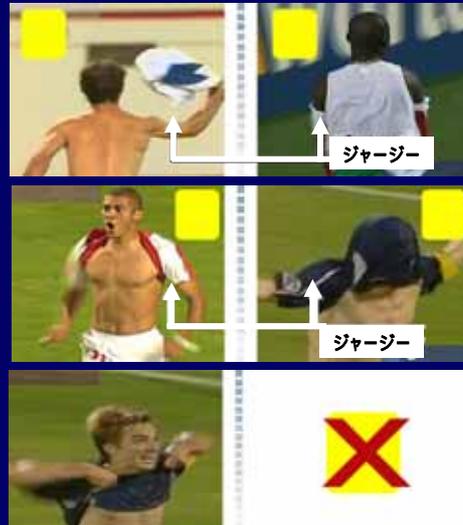
日本協会の解説

昨年（2006年）のワールドカップでも見受けられたが、得点の喜びを表現するため競技に不必要なマスクを持ち込み、得点后それを被ることは過度に喜びを表現することであり、その行為を行った競技者は反スポーツ的行為として警告される。

- ・ 競技者がジャージーを脱ぐという行為はどこまで許されるのか
- ・ 得点を喜ぶためにジャージーを脱いでしまった競技者への罰則

➡ 警告

* ジャージーを脱ぐ行為とジャージーやアンダーシャツに描いたメッセージを見せる行為への対応には違いがある。



また、得点時にジャージー(シャツ)を脱いでスローガンや広告を見せる競技者がいるが、**まずはジャージー、ショーツ、ストッキング、靴およびすね当てに、政治的、宗教的または個人的なメッセージを表示してはならないとした。**

ただし、事前に承認を得られた広告の表示を除く。

第4の審判員

<現在の文章>

第4の審判員は、競技会規定に基づいて任命され、3名の審判員のいずれかがその職務の続行が不可能になった場合にその職務を行う。第4の審判員は、常に主審を援助する。



<新しい文章>

第4の審判員は、競技会規定に基づいて任命することができ、**リザーブ副審が任命されていない限り**、3名の審判員のいずれかがその職務を続行することができなくなった場合にその職務を行う。第4の審判員は、つねに主審を援助する。

第4の審判員

<新しい文章>

競技会規定に基づき、リザーブ副審も任命することができる。その任務は唯一、職務を続行することができなくなった副審に、または必要に応じ、第4の審判員に代わることである。





日本協会の解説

なお、サッカーの競技規則については、現在、日本語訳の確認や表現の統一作業を行っているが、この競技規則改正の日本語訳にもその一部を反映している。

例：

ジャージ → ジャージー

大会の組織責任者 → 競技会の主催者

ジャージは、袖がなければならない

→ ジャージーは、袖があるものとする。

頭越しにジャージを脱ぐ

→ 頭の上までジャージーを脱ぐ



第6条 副審

任務

副審は2人任命される。副審の任務は主審の決定に従いつつ、次のことを合図する：



副審は2人任命される。決定は主審が行うが、副審の任務は次のときに合図することである。



ボールを意図的に手または腕で扱う(自分のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く)



ボールを意図的に手または腕で扱う(ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く)



「2005年競技規則改正」における懲戒の罰則を行使する権限の訂正について

「2005年の競技規則改正」における懲戒の罰則を行使する権限の解釈について、本年6月にFIFAに問い合わせたところ、以下のような解釈であることが明らかになったのでお知らせします。以前の解釈の訂正となりますが、よく理解していただき、正しく対応するようにして下さい。



2005年競技規則（第12条ファウルと不正行為）改正の日本協会解説：（抄）

（旧）

主審が試合を終了してフィールドを去るまでの間に、競技者あるいは交代要員に退場または警告に値する行為があった場合は、レッドあるいはイエローカードを示すことができ、審判報告書の退場または警告の欄に記載することになる。



次の場合、試合終了の笛を吹いた後であっても、フィールドを離れる前ならば、主審は懲戒の罰則を適用することができる。

すなわち、イエローカードやレッドカードを示すことができ、その事実について審判報告書の「警告」や「退場」の欄に記載し、報告する。

- (1) ボールが最後にインプレーになったのち試合終了前までに競技者、交代要員または交代して退いた競技者が警告や退場に値する行為（懲戒の罰則）を犯したが、主審が何らかの理由で試合を終了する前に警告する、または退場を命ずることができなかった場合
- (2) 主審が試合を終了してフィールドを去るまでの間に競技者、交代要員または交代して退いた競技者が退場や警告に値する行為を犯した場合



例えば、ボールがインプレー中、守備側競技者が自分のペナルティーエリア内で相手競技者に乱暴な行為を行ったことを副審が確認したが主審に知らせる前に主審が試合終了の笛を吹いた。

副審はその事実について主審に伝え、主審はフィールドを離れる前ならば、その守備側競技者に退場を命じ、レッドカードを示す。ただし、試合は終了しているので、ペナルティーキック(競技罰)は与えない。

もし主審がフィールドを離れた後に副審や第4の審判員から報告を受けたならば、カードを示すことはできず、その事実について、審判報告書の「その他の報告事項」の欄または「審判報告書(重要事項)」を用いて関係機関に報告する。



具体例

- (1) ボールが最後にインプレーになったのち試合終了前までに競技者、交代要員または交代して退いた競技者が警告や退場に値する行為(懲戒の罰則)を犯したが、主審が何らかの理由で試合を終了する前に警告する、または退場を命ずることができなかった場合



- (2) 主審が試合を終了してフィールドを去るまでの間に競技者、交代要員または交代して退いた競技者が退場や警告に値する行為を犯した場合

